

◆帯状疱疹ワクチンの制度について

区では令和7年度に引き続き、法に基づく定期予防接種（無料）と区独自の任意接種助成事業（一部費用助成）の2つの事業で幅広い年代の区民に帯状疱疹ワクチン接種の助成を行います。

法に基づく定期予防接種では、過去に帯状疱疹ワクチンの接種歴がある方は接種の対象になりません。このため、先に任意接種費用助成制度を使って接種した場合、無料での定期接種の機会を逸する場合があります。任意接種の実施にあたっては安易に区民に勧めることなく被接種者の希望と接種の必要性を聴取して御案内ください。

法に基づく定期予防接種

予防接種法に基づく帯状疱疹ワクチン（定期接種B類）の実施について

(1) 接種費用 全額区負担（区民負担なし）

(2) 対象者

① 当該年度に65歳になる区民

② 接種日時時点で60歳以上65歳未満の区民であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者*

③ 65歳を超える区民については、5年間の経過措置として、当該年度で5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳）になる区民を対象として位置付ける。

* ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害（障害等級1級）を有する者

(3) 接種費用

組換え（不活化）ワクチン 区民負担なし（全額区が負担します）

生ワクチン 区民負担なし（全額区が負担します）

(4) その他

- ・当該年度に定期予防接種対象になる区民の方は、下記の任意接種費用一部助成事業は使えません。
- ・法に基づく定期予防接種対象者へは3月末に個別に予診票を送付します。
- ・公費・自費問わず、過去に帯状疱疹ワクチン接種を完了している方は、定期予防接種の対象外です。令和5年1月から区が開始した帯状疱疹任意接種費用の一部助成を既に受けている記録がある方へは、定期予防接種の該当年齢であっても予診票を送付していません。
- ・法に基づく定期予防接種と任意接種では、費用負担以外に健康被害救済の補償など制度が異なります。
- ・定期予防接種と任意接種費用の一部助成制度についてポスター・リーフレットにまとめています。

区独自の任意接種費用一部助成事業

帯状疱疹ワクチン任意接種費用一部助成（区独自事業）の実施について

※任意の事業は生活保護等の方を除き無料ではありません。

(1) 対象者

- ①接種日時時点で18歳以上50歳未満の区民であって、疾病又は治療により免疫不全である者疾病又は治療により免疫機能が低下した、又は低下する可能性がある者

②接種日時時点で50歳以上の区民（定期予防接種対象者を除く）であって、任意予防接種を希望する者

(2) 接種費用（区民負担額）

組換え（不活化）ワクチン 7,000円（生活保護等受給者無料）

生ワクチン 2,000円（生活保護等受給者無料）

(3) その他

対象者①の方は組換え（不活化）ワクチンのみ助成します。

（免疫機能が低下している人への生ワクチンの接種ができないため）

予診票の有効期間は年度内（4月1日～翌年3月31日まで）となります。

有効期間が過ぎた予診票は使用できません。予診票右上に記載された有効期間の確認をお願いいたします。前年度の予診票を使用しての接種はできません。

前年度定期予防接種対象年齢だった区民であって、定期予防接種の対象期間内に組換え（不活化）ワクチンの2回目を接種できなかった方についても、この任意接種費用一部助成制度をお使いいただくことは差し支えありませんが、その場合であっても1回目の接種から6か月経過してしまった場合は、予診票が有効期限内であってもワクチン添付文書に則った接種でないため、助成の対象外となり委託料をお支払いすることができません。

◆港区おたふくかぜワクチン任意接種事業

令和7年度から実施の内容・契約単価に変更はありません。

有効期限が過ぎた予診票で接種した場合や港区民でなくなった方が接種した場合などは委託料をお支払いできないことがあります。予診票記載の有効期限の確認や本人確認を行った上、資格のある方のみ接種を行ってください。

令和8年4月実施分以降から、委託料のお支払いは任意接種事業委託料として各事業一括でお支払いさせていただきます。ただし実施報告書は港区任意予防接種助成事業実施報告書の別紙としておたふくかぜワクチン分を別にまとめてください。

おたふくかぜワクチン分の実施報告書別紙は実施医療機関へのみ同封しています。

◆港区成人の風しん対策事業

令和7年度から実施の内容・契約単価に変更はありません。

有効期限が過ぎた予診票を使用した場合や港区民でなくなった方が接種した場合などは委託料をお支払いできないことがあります。予診票記載の有効期限の確認や本人確認を行った上、資格のある方のみ検査または接種を行ってください。

成人の風しん対策事業の予診票は実施医療機関へのみ同封しています。不足の場合は御連絡いただければ追加分をお送りいたします。

予診票は助成事業を利用して抗体検査を実施した場合で、検査結果が基準値を下回る場合のみ、抗体検査を実施した医療機関が使用して下さい。

◆港区0歳児の保護者等対象の麻しん対策事業

令和7年度から実施の内容・契約単価に変更はありません。

有効期限が過ぎた予診票を使用した場合や港区民でなくなった方が接種した場合などは委託料をお支払いできないことがあります。予診票記載の有効期限の確認や本人確認を行った上、資格のある方のみに検査または接種を行ってください。

0歳児の保護者等対象の麻しん対策事業の予診票は実施医療機関へのみ同封しています。不足の場合は御連絡いただければ追加分をお送りいたします。

予診票は助成事業を利用して抗体検査を実施した場合で、検査結果が基準値を下回る場合のみ、抗体検査を実施した医療機関が使用して下さい。

◆麻しん風しん混合ワクチン任意接種助成事業

契約単価は、定期予防接種の委託料単価と同額となります。

有効期限の過ぎた予診票で接種した場合や港区民でなくなった方が接種した場合などは委託料をお支払いできないことがあります。予診票記載の有効期限の確認や本人確認を行った上、資格のある方のみに接種を行ってください。

◆港区男子HPVワクチン任意接種助成事業

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（ガーダシル®）は、販売停止が予定されているため、これから1回目を接種される方は、9価ワクチン（シルガード®9）で接種して下さい。

2回目以降の接種の場合、交接種は製造販売業者が認めていないためできません。すでに1回目または2回目を4価ワクチンで接種されている場合は、最後まで同一のワクチンで接種が必要です。定期予防接種の女子の扱いとは異なり、港区男子HPVワクチン助成制度で接種する場合は、1回目に接種したワクチンと同じ種類のワクチンで最後まで接種を完了して下さい。交接種を行った場合や有効期限が過ぎた予診票を使用して接種した場合、港区民でなくなった方が接種した場合は委託料をお支払いできません。

◆子どものインフルエンザ予防接種事業

令和8年度子どものインフルエンザ予防接種事業について
令和8年10月1日から令和9年1月31日まで実施する予定です。
助成事業の詳細は、別途お知らせいたします。